明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（文部科学二五）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一一一）　一
○保安林の指定をする件（同一三一四、一三一五）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一三〇五～一三一三）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三一六～一三二三）　三
○肥料を登録した件（同一三二四）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境二）　四
○天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の一部を変更した件（国土交通七三三）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四八～一五一）　七

〔人事異動〕
内閣　復興庁　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
令和二年度簡裁訴訟代理等能力認定考査の実施期日について（法務省）　九
令和二年度自動車整備士技能検定試験の実施について（国土交通省）　九
令和二年海事代理士試験の施行（同）　九

〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
有権者申出方、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二の規定に基づく権限のある当局の認定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
公示送達関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○文部科学省令第二十五号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令を次のように定める。

令和二年七月十三日

文部科学大臣　萩生田光一

新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（免許法第九条の二第三項に規定する文部科学省令で定める期間の特例）

第二条　免許管理者が、免許法第九条の二第五項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条において同じ。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、普通免許状又は特別免許状を有する者（以下この条において「免許状所有者」という。）がその免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて当該有効期間を延長した場合において、当該免許状所有者が延長前の有効期間の満了の日の二年二月前の日の翌日から延長後の有効期間の満了の日の二年二月前の日までの間に免許状更新講習を行う者による免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けているときは、当該免許状所有者に係る免許法第九条の二第三項に規定する文部科学省令で定める期間は、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十一条の三の規定にかかわらず、当該免許状所有者が当該認定を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）から免許法第九条の二第五項の規定による延長後の有効期間の満了の日までの期間とする。

（改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例）

第三条　免許管理者が、改正法附則第二条第四項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、旧免許状所持現職教員がその修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて当該修了確認期限を延期した場合において、当該旧免許状所持現職教員が延期前の修了確認期限の二年二月前の日の翌日から延期後の修了確認期限の二年二月前の日までの間に免許状更新講習を行う者による免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けているときは、当該旧免許状所持現職教員に係る改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第四条の規定にかかわらず、当該旧免許状所持現職教員が当該認定を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）から改正法附則第二条第四項の規定による延期後の修了確認期限までの期間とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年三月二日から適用する。